外形標準課税対象法人の申告にあたっては、下記の書類を提出していただけるようお願いします。

外形標準課税に係る計算書、明細書、添付書類などで提出が必要なものは、以下の通りです。

◎→全法人に提出義務 ○→該当法人のみ提出義務 △→提出義務なし

		提 出 先		
	様式番号	様式名	主たる事務所 所在都道府県	その他の 都道府県
第6号様式	別表5	所得金額に関する計算書	0	0
	別表5の2	付加価値額及び資本金等の額の計算書	0	0
	別表5の2の2	付加価値額に関する計算書 (外国・非課税・その他事業に係る計算に関する明細書添付)	0	0
	別表5の2の3	資本金等の額に関する計算書 (無償増資・無償減資等により資本金等の額の加算・控除の対象となる場合は、その事実・金額を証する書類(株主総会議事録など)を添付します。)	0	0
	別表5の2の4	特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書 (令20条の2の 19 の金額に関する明細書、出資関係図添付)	0	0
	別表5の3	報酬給与額に関する明細書	0	Δ
	別表5の3の2	労働者派遣等に関する明細書	0	Δ
	別表5の4	純支払利子に関する明細書	0	Δ
	別表5の5	純支払貸借料に関する明細書	0	Δ
	別表5の6	雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額 の控除に関する明細書	0	0
	別表5の7	平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額に 関する計算書	0	0
添付書類	_	貸借対照表	0	0
		損益計算書	0	©

申告書提出にあたっては、申告内容の確認を行うため、下記書類の添付をお願いします。

- (1) 販売費及び一般管理費明細、原価明細書
- (2) 法人税 別表4 「所得の金額の計算に関する明細書」

別表 5(1) 「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」

別表 5(2) 「租税公課の納付状況等に関する明細書」

- (3) 申告時に法人で作成された申告額算出資料
- ・第6号様式別表5の3、5の3の2、5の4、5の5については、申告に当たって作成した資料がある場合には、各欄の記載に代えて当該資料を明細書に併せて提出することとして差し支えありません。
- ・貸借対照表及び損益計算書等の添付書類は、円単位で表示されたものを提出願います。
- 上記申告書様式は千葉県ホームページで閲覧できます。

## 外形標準課税・申告に際してのチェックポイント

ポイント1	支給基準により給与を算定し、未払給与を計上している場合には、前期末未払給与額を減算し、当期末未払給与額を報酬給与額に加算していますか?	
ポイント2	報酬給与額に所得税の課税対象となる通勤費は含めていますか? その際、消費税を除いていますか?	
ポイント3	報酬給与額に含める退職金について、損益計算書の経費科目に計上した額に、法人税申告書別表4における退職給付引当金取崩額を加算してありますか?	
ポイント4	給与以外の科目(福利厚生費・旅費交通費等)で処理された手当等のうち、所 得税において給与所得とされるものを報酬給与額に加算してありますか?	
ポイント5	出向者負担金支払額または出向者負担金受取額は、法定福利費や非課税通勤 費、退職給付引当金相当額を除いていますか?	
ポイント6	ポイント6 企業年金掛金等は、年金の原資とならない部分を控除してありますか?	
ポイント7	純支払賃借料に土地・家屋等の賃借にかかる看板代、電柱敷地料(共架料を除 く)等を加算しましたか?	
ポイント8	共益費・権利金・更新料等の付帯費用を支払賃借料、受取賃借料から除いていますか?	
ポイント9	社宅に係る支払家賃や従業員から受け取った負担金は、それぞれ支払賃借料、受取 賃借料に含めましたか?	
ポイント 10	資本金等の額の算定においては、自己株式の税務上の帳簿価額(自己株式の取得原価ーみなし配当の額)を減算してありますか?	

- ※ 千葉県のホームページに Q&A を掲載してありますので、併せてご参照ください。 法人事業税・外形標準課税 Q&A 千葉県 $HP\rightarrow$ くらし・福祉・健康 $\rightarrow$ 県税 $\rightarrow$ 県税の  $Q&A\rightarrow$ 法人事業税・外形標準課税 Q&A
- ※ 外形標準課税制度についての質問・疑問等がございましたら、下記までお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 千葉県庁税務課 法人調査指導班 043(223)2358・2359